

# 地域住民による公園清掃等の管理協定に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、コミュニティ施設として中心的な役割を担っている都市公園及び児童遊園を、より良好な状態に維持するため、地域住民に清掃等の維持管理を協力いただくにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱に定める用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 公園 都市公園法に定める公園で、西宮市が管理するものをいう。
- (2) 児童遊園 国、県、市、法人又は個人が所有する土地について使用貸借契約を締結し期限を付して設置した遊び場で、西宮市が管理するものをいう。
- (3) 地域団体 西宮市内の各町等の住民が自主的に組織する団体で、自治会、福祉会、老人会、婦人会及び子供会等の各種団体をいう。
- (4) 業務 公園又は児童遊園の清掃、除草、樹木の灌水及び設置された遊具や施設の破損状況の通報等をいう。

## (対象公園等)

第3条 この要綱に基づき、地域団体が業務を行う公園又は児童遊園は、原則として、街区公園、近隣公園及び児童遊園を対象とする（以下「対象公園等」という。）。

## (業務内容)

第4条 地域団体が行う業務はおおむね次のとおりとする。

- (1) 清掃・除草 清掃は月2回以上行い、除草は月1回以上根元より除草することとする。除草は人力や手動式機器を用いた作業を基本とするが、地域団体が自己の責任において十分な安全措置を行える場合に限り、家庭用の電動芝刈機及び電動バリカンを使用することができる。ごみは可燃物(除草した草を含む)及び不燃物に分別し、可燃物は西宮市公園管理者の指示に従って記名した事業系指定ごみ袋に入れ、不燃物は透明のポリ袋に入れ、指定場所に集積することとする。ただし、ポリ袋に入らない大型ごみについては、指定場所に集積した上で、西宮市公園管理者に通報することとする。

- (2) 灌 水 西宮市公園管理者の指示に従って適宜行うこととする。
- (3) 通 報 遊具や施設を月1回以上点検し、破損箇所を発見した場合は、その都度西宮市公園管理者に通報することとする。

(成果報告)

第5条 地域団体は、別に定める様式（様式第1号-1、様式第1号-2）に従い、毎年度、当該作業内容を西宮市公園管理者に、次の表に掲げる期限までに報告しなければならない。

作 業 期 間	報 告 期 限
4月1日から9月30日まで（前期）	10月5日
10月1日から翌年3月31日まで（後期）	翌年4月5日

(報償金の交付)

第6条 報償金は、別に定める地域住民による公園清掃等管理協定書（様式第2号）を締結した地域団体のうち、西宮市公園管理者に前条の報告をした地域団体に対して交付するものとする。なお、報償金は、別表第1のとおりとする。

(交付の時期)

第7条 報償金は、毎年度、前期分（4月1日から9月30日まで）を10月末に、後期分（10月1日から翌年3月31日まで）を翌年4月末に半額ずつ支払うことを原則とする。

(協定の期間)

第8条 協定期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、西宮市公園管理者が認める場合に限り、協定期間は10月1日から翌年3月31日までの半年間とすることができる。

(協定の更新)

第9条 地域団体から西宮市公園管理者に対し、次条第2項に規定する協定の解除の申し出がないときは、1年間継続更新するものとする。

(協定の申し出及び解除)

第10条 協定の締結を希望する地域団体は、前年11月30日までに西宮市公園管理者に申込書(様式第3号)を提出しなければならない。また、10月1日から翌年3月31日までの協定を締結する場合は、8月31日までに西宮市公園管理者に申込書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 協定の解除を希望する地域団体は、前年10月31日までに西宮市公園管理者に協定の解除申出書(様式第4号)を提出しなければならない。また、10月1日より協定を解除する場合は、7月31日までに西宮市公園管理者に協定の解除申出書(様式第4号)を提出しなければならない。

(その他)

第11条 西宮市公園管理者は、地域団体に対して必要な助言・指導等を行うことができるものとし、地域団体は当該助言・指導等に従わなければならない。

2 地域団体は、業務中に他の利用者又は第三者に損害を与えた場合は、これの補償及び賠償を行い、西宮市公園管理者に報告の上、誠意をもって対応にあたらなければならない。

3 地域団体の責に帰することができない事由により、業務ができなくなる期間がある場合は、業務を中止することができる。その場合の報償金は、月割で算出し、中止期間の報償金は支払わない。月の途中で業務を中止した場合、その月の報償金は支払うものとする。業務の中止と再開については、西宮市公園管理者と地域団体とで協議して定めるものとする。

(付 則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。なお、第10条第1項の規定について、令和5年度に公園清掃等管理委託業務を受託している地域団体は、適用外とする。

別表第 1

(消費税相当分を含む)

単位：円

対象公園等の面積	報 償 金		
	A ランク	B ランク	C ランク
100 m <sup>2</sup> 以下	42,900	38,500	35,200
100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以下	55,000	50,600	47,300
200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以下	67,100	62,700	59,400
500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以下	79,200	74,800	71,500
1,000 m <sup>2</sup> を超え 1,500 m <sup>2</sup> 以下	91,300	86,900	83,600
1,500 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以下	103,400	99,000	95,700
2,000 m <sup>2</sup> を超え 2,500 m <sup>2</sup> 以下	115,500	111,100	107,800
2,500 m <sup>2</sup> を超え 3,000 m <sup>2</sup> 以下	127,600	123,200	119,900
3,000 m <sup>2</sup> を超え 3,500 m <sup>2</sup> 以下	139,700	135,300	132,000
3,500 m <sup>2</sup> を超え 4,000 m <sup>2</sup> 以下	151,800	147,400	144,100
4,000 m <sup>2</sup> を超え 4,500 m <sup>2</sup> 以下	163,900	159,500	156,200
4,500 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以下	176,000	171,600	168,300
5,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	上記の金額との均衡などを考慮して、西宮市公園管理者が決定する額とする。		

## ※備 考

報償金の A、B、C ランクは、公園の地形、落ち葉や除草の多少、特別施設の有無、周辺環境等を考慮して、西宮市公園管理者が決定する。

# 前期 成果報告書

西宮市公園管理者 様

(前期分 締切10月5日)

年 月 日

団体番号

(公園名)

公園・児童遊園

(団体名)

(作成者)

(電話番号)

年4月1日から 年9月30日までの

業務について、次のとおり報告します。

合計人数

人

合計ごみ袋

袋

実施月日			人数	ごみ袋数		除草実施の有無	その他 報告事項
月	日	時間		可燃	不燃		
4							
4							
5							
5							
6							
6							
7							
7							
8							
8							
9							
9							

# 後期 成果報告書

(後期期分 締切 4月5日)

年 月 日

団体番号

西宮市公園管理者 様

(公園名)

公園・児童遊園

(団体名)

(作成者)

(電話番号)

年 10月1日から 年 3月31日までの

業務について、次のとおり報告します。

合計人数  人 合計ごみ袋  袋

実施月日			人数	ごみ袋数		除草実施の有無	その他 報告事項
月	日	時間		可燃	不燃		
10							
10							
11							
11							
12							
12							
1							
1							
2							
2							
3							
3							

## 地域住民による公園清掃等管理協定書

団体名：

西宮市公園管理者（以下「甲」という。）と地域団体 代表者：\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、地域住民による公園清掃等管理協定書（以下「協定書」という。）について、次のとおり締結する。

### （業務）

第1条 乙は、「地域住民による公園清掃等の管理協定に関する要綱」（令和6年4月1日制定。以下「要綱」という。）の定めるところにより、末期表左欄に掲げる公園又は児童遊園等に係る次の各号の業務（以下「業務」という。）を行うこととする。

- (1) 清掃・除草 清掃は月2回以上行い、除草は月1回以上根元より除草することとする。  
除草は人力や手動式機器を用いた作業を基本とするが、乙が自己の責任において十分な安全措置を行える場合に限り、家庭用の電動芝刈機及び電動バリカンを使用することができる。ごみは可燃物(除草した草を含む)及び不燃物に分別し、可燃物は甲の指示に従って記名した事業系指定ごみ袋に入れ、不燃物は透明のポリ袋に入れ、指定場所に集積することとする。ただし、ポリ袋に入らない大型ごみについては、指定場所に集積した上で、甲に通報することとする。
- (2) 灌 水 甲の指示に従って適宜行うこととする。
- (3) 通 報 遊具や施設を月1回以上点検し、破損箇所を発見した場合には、その都度甲に通報することとする。

### （成果報告）

第2条 乙は、要綱第5条に規定するところにより、業務について成果報告書（期限、前期：10月5日、後期：翌年4月5日）を甲に提出しなければならない。

### （報償金の交付）

第3条 報償金は、甲に前条の報告をした乙に対して交付するものとする。なお、報償金は、末期表中欄に掲げる額とする。

### （交付の時期）

第4条 報償金は、前期分（4月1日から9月30日まで）を10月末に、後期分（10月1日から翌年3月31日まで）を翌年4月末に半額ずつ支払うことを原則とする。

### （協定の解除）

第5条 乙において、協定を履行できない事由が生じ、この協定を解除しようとする場合は、要綱第10条第2項で規定する期限までに甲に申し出なければならない。

2 乙がこの協定に違反したときは、甲はいつでもこの協定を解除することができる。

### （協定の期間）

第6条 協定期間は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

### （協定の更新）

第7条 要綱第10条第2項に規定する期限までに、乙から甲に協定の解除の申し出がないときは、1年間継続更新するものとする。

### （代表者の異動）

第8条 乙の代表者の異動が生じた場合は、すみやかに甲に文書で届出しなければならない。

### （禁止行為）

第9条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の者の公園利用を妨げるような行為
- (2) 甲の同意を得ていない行為（施設の改造、利用の制限等）
- (3) 電動式草刈機を使用する等の危険行為（家庭用の電動芝刈機及び電動バリカンは除く）

### （委託等の禁止）

第10条 乙は、業務の処理を自ら行い、他の者に委託等してはならない。

### （遵守事項）

第11条 乙は、協定書及び要綱に定める事項を誠実に遵守しなければならない。

### （疑義等の協議）

第12条 協定書及び要綱に定めのない事項もしくは協定書に定める事項について疑義が生じた場合、甲及び乙は、誠意を持って協議し、解決にあたるものとする。



この協定を証するため、この協定書を2通作成し、甲・乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年4月1日

甲 西宮市公園管理者  
西宮市六湛寺町10番3号  
西宮市長 石井 登志郎  
(担当課：公園緑地課)  
電 話 0798-35-3611

乙 団体名：  
住 所：  
代表者： (印)  
電 話：

【参考】

清掃担当者 住 所：  
氏 名：  
電 話：

活動日：  
清掃従事者数： 人

公園・児童遊園等			報償金 (単位：円)	ランク
名 称	所在地 (町名)	面積 (㎡)		

半期報償金合計： 円 \_\_\_\_\_

年間報償金合計： 円 \_\_\_\_\_



## 地域住民による公園清掃等の管理協定申込書

年 月 日

西宮市公園管理者 様

団体の名称・代表者

( 名 称 ) \_\_\_\_\_

( 住 所 ) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

( 氏 名 ) \_\_\_\_\_

( 電話番号 ) \_\_\_\_\_

次のとおり申し込みます。

(1)	協定の締結を希望する 公園・児童遊園名	(ア) (イ) (ウ)
(2)	希望する協定期間	年 月 日から 年 月 日まで
(3)	地域自治会の承諾 (自治会からの申請の 場合は記入不要)	自治会名 : _____ 代表者 : _____

様式第4号

## 地域住民による公園清掃等の管理協定解除申出書

年 月 日

西宮市公園管理者 様

団体の名称・代表者

( 名 称 ) \_\_\_\_\_

( 住 所 ) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

( 氏 名 ) \_\_\_\_\_

( 電話番号 ) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月より、協定を解除したく、次のとおり申し出ます。

(1)	協定の解除を希望する 公園・児童遊園名	
(2)	解除理由	